報第６号

債権の放棄について

新潟県柏崎市債権管理条例（平成３１年条例第５号）第１０条第１項の規定により、下記のとおり債権を放棄したので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年（２０２５年）５月２１日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

１　債権の名称、放棄した債権の額及び件数

債権の名称	放棄した債権の額	放棄した債権の件数
水道料金	５８３，２９１円	３５４件
水道開栓手数料	２２，０００円	２２件

２　放棄した理由

消滅時効に係る時効期間が満了したため（新潟県柏崎市債権管理条例第１０条第１項第１号該当）。